

鳥取中央農業協同組合に対する勧告について

平成11年2月12日
公正取引委員会

公正取引委員会は、鳥取中央農業協同組合（以下「鳥取中央農協」という。）に対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、鳥取中央農協が、農薬、肥料、各種ビニール等の農業用生産資材を購入先販売業者16社（以下「16社」という。）から購入するに当たり、16社と鳥取中央農協の組合員（以下「組合員」という。）との取引その他16社の事業活動を不当に拘束する条件を付けて16社と取引している事実が認められたので、本日、鳥取中央農協に対し、独占禁止法第19条（不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第13項（拘束条件付取引）に該当）の規定に違反するものとして、独占禁止法第48条第1項の規定に基づき、別添勧告書のとおり勧告を行った。

勧告の概要は、以下のとおりである。

1 関係人の概要

名 称 鳥取中央農業協同組合
所在地 鳥取県倉吉市越殿町1409番地
代表者 代表理事 塚本 富秋
設立年月日 平成10年2月2日（鳥取県中部地区の1市8町村の農協（以下「9農業協同組合」という。）が合併して設立）
地 区 鳥取県倉吉市、東伯郡（東伯町を除く。）

2 農業用生産資材等の概要

- (1) 本件の対象品目となっている農業用生産資材は、穀類、野菜及び果実に係る農薬、肥料のほか、種苗、ハウス用シート等の各種ビニール、出荷箱など、これら作物の生産、出荷等のために用いられる種々の生産資材である。
- (2) 鳥取中央農協は、組合員に供給する農業用生産資材の過半を鳥取県農業協同組合連合会（なお、同連合会は、平成10年10月1日に全国農業協同組合連合会と合併）から購入し、その他については卸売業者等から購入している。

(問い合わせ先) 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所 審査課

電話082-228-1501 (直通)

[公正取引委員会事務総局審査局 第二審査 電話03-3581-3384 (直通)]

インターネット・ホームページ：<http://www.jftc.admix.go.jp>

- (3) 鳥取県中部地区の農業用生産資材については、鳥取中央農協が組合員に供給し、ホームセンター等の小売業者が生産農家に販売しているほか、鳥取中央農協や小売業者に卸売している販売業者が、小売店舗を設けるなどにより、生産農家に直接販売している。

なお、鳥取中央農協は、地区内において、組合員が購入する農業用生産資材の大部分を供給している。

3 違反事実の概要（別添勧告書参照）

- (1) 鳥取中央農協は、設立に伴い、従来9農業協同組合に農業用生産資材を販売していた販売業者と農業用生産資材の取引を行うに当たり、平成10年3月中旬ころ、組合員の農業用生産資材の購入数量に占める自己の供給比率を引き上げ、手数料収入の増加を図る等のため、同販売業者に対し農業用生産資材を原則として組合員に直接販売しないようにさせ、さらに、同販売業者のうち小売店舗を有するものが同店舗において農業用生産資材を販売する場合であっても、当該農業用生産資材について組合員向けに配布するチラシ広告等に自己の供給価格より低い価格を表示しないようにさせることとし、同販売業者にその旨の取引契約の締結を求めることとした。

- (2) 鳥取中央農協は、前記(1)の方針に基づき、9農業協同組合への農業用生産資材の販売額の多い主要な販売業者16社に対し、平成10年3月26日ころ、鳥取中央農協の会議室において、農業用生産資材を組合員に直接販売しないこと及び組合員向けに農業用生産資材のチラシ広告等を配布するときは、事前に鳥取中央農協に相談し、了解を得ることを要請した。

また、鳥取中央農協は、前記(1)の方針に基づき、前記要請に合わせて、前記16社に対し、

ア 販売業者は、農業用生産資材について、組合員から購入の申込みを受けた場合は、鳥取中央農協に当該農業用生産資材を販売したとの帳票類を作成することにより、鳥取中央農協が同組合員に供給したこととすること

イ 販売業者は、農業用生産資材について、組合員向けにチラシ広告等を独自に配布しないこと

を内容とする条項を含む取引契約の各条項について説明し、同取引契約の締結を求めた。

鳥取中央農協は、前記16社のうち1社が鳥取中央農協の出資会社であったことから、同社を前記取引契約の締結対象から除外し、他の販売業者1社を加えた16社と取引契約を締結することとし、当該販売業者に対しても前記と同様の要請を行い、同取引契約の締結を求めた。

なお、鳥取中央農協は、16社との間で前記取引契約を締結した後に、他の販売業者との間においても同様の内容の取引契約を締結することとした。

- (3) 鳥取中央農協は、平成10年4月16日までに、16社との間で、前記(2)ア及びイを内容とする条項を含む取引契約を締結した。
- (4) 鳥取中央農協は、前記(2)の要請及び取引契約に基づき、16社に対し、おおむね農業用生産資材を組合員に直接販売しないようにさせており、また、16社が組合員向けに農

業用生産資材のチラシ広告等を配布する場合は、鳥取中央農協に事前に了解を得るようにさせ、同チラシ広告等に記載する農業用生産資材の販売価格が自己の供給価格より低いときは、自己の供給価格と同一となるよう表示価格を引き上げさせている。

4 法令の適用

独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項（拘束条件付取引）に該当）

5 排除措置の概要

- (1) 鳥取中央農協は、農業用生産資材について取引契約を締結している16社に対し、組合員に原則として直接販売しないようにさせ、また、16社が農業用生産資材について組合員向けのチラシ広告等を配布する場合は、鳥取中央農協に事前に了承を得るようにさせ、同チラシ広告等に自己の供給価格より低い価格を表示しないようにさせている行為を取りやめること。
- (2) 鳥取中央農協は、16社と締結している取引契約のうち、次の内容の条項を削除すること。
 - ア 購入先販売業者は、農業用生産資材について、組合員から購入の申込みを受けた場合は、鳥取中央農協に当該農業用生産資材を販売したとの帳票類を作成することにより、鳥取中央農協が当該組合員に供給したこととすること
 - イ 購入先販売業者は、農業用生産資材について、組合員向けにチラシ広告等を独自に配布しないこと
- (3) 鳥取中央農協は、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を組合員及び購入先販売業者に周知徹底させること。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けること。
- (4) 鳥取中央農協は、前記(1)ないし(3)に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告すること。

6 勧告の諾否の期限

鳥取中央農協は、平成11年2月26日までに、この勧告を応諾するか否かを当委員会に通知しなければならない。

なお、応諾しない場合には、審判手続が開始されることになる。

〔参考〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

〔昭和二十二年四月一四日〕
法律第五四号

不正な取引方法(抄)

〔昭和五七年六月一八日〕
公正取引委員会告示第一五号

〔定義〕
第二条

⑨ この法律において不正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

〔不正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

〔違反者に対する措置の勧告、勧告審決〕

第四八条 公正取引委員会は、第三条、(中略)又は第十九条の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしているもの(中略)に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

③ 前二項の規定による勧告を受けたものは、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

④ 第一項又は第二項の規定による勧告を受けたものが当該勧告を応諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで当該勧告と同趣旨の審決をすることができる。

(拘束条件付取引)

13 前二項に該当する行為〔排他条件付取引及び再販売価格の拘束〕のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

勸 告 書

鳥取県倉吉市越殿町一四〇九番地

鳥取中央農業協同組合

右代表者 代表理事 塚本 富秋

公正取引委員会は、右の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第四八条第一項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

一 鳥取中央農業協同組合は、農薬、肥料、各種ビニール等の農業用生産資材について取引契約を締結してい

る購入先販売業者一六社に対し、同組合の組合員に原則として直接販売しないようにさせ、また、同一六社が同農業用生産資材について同組合の組合員向けのチラシ広告等を配布する場合は、同組合に事前に了承を得るようにさせ、同チラシ広告等に自己の供給価格より低い価格を表示しないようにさせている行為を取りやめること。

二 鳥取中央農業協同組合は、前記一六社と締結している取引契約のうち、次の内容の条項を削除すること。

1 購入先販売業者は、前記農業用生産資材について、鳥取中央農業協同組合の組合員から購入の申込みを受けた場合は、同組合に当該農業用生産資材を販売したとの帳票類を作成することにより、同組合が当

該組合員に供給したこととすること

2 購入先販売業者は、前記農業用生産資材について、
鳥取中央農業協同組合の組合員向けにチラシ広告等
を独自に配布しないこと

三 鳥取中央農業協同組合は、前二項に基づいて採った
措置を同組合の組合員及び購入先販売業者に周知徹底
させること。この周知徹底の方法については、あらか
じめ、当委員会の承認を受けること。

四 鳥取中央農業協同組合は、前三項に基づいて採った
措置を速やかに当委員会に報告すること。

理 由

第一 事実

一 1 鳥取中央農業協同組合（以下「鳥取中央農協」という。）は、肩書地

に主たる事務所を置き、鳥取県倉吉市及び東伯郡のうち東伯町を除く八
町村の区域を地区とし、地区内において農業を営む者等を組合員として、
平成一〇年二月二日、農業協同組合法（昭和三二年法律第一三二号）に
基づき設立された農業協同組合であつて、組合員に対する農薬、肥料、
各種ビニール等の農業用生産資材（以下「農業用生産資材」という。）
の供給その他の経済事業等を行っている者である。

鳥取中央農協の組合員（以下「組合員」という。）の数は、平成一〇
年一〇月末日現在、一八、六五七名であつて、これは右地区内において
農業を営む者のほとんどすべてである。

なお、鳥取中央農協は、右地区内の九市町村においてそれぞれ経済事
業等を行っていた農業協同組合（以下「九農業協同組合」という。）の
合併によって設立されたものである。

2 鳥取中央農協は、前記地区内において、組合員が購入する農業用生産

資材の大部分を供給している。

二一 鳥取中央農協は、設立に伴い、従来九農業協同組合に農業用生産資材を販売していた販売業者と農業用生産資材の取引を行うに当たり、平成一〇年三月中旬ころ、組合員の農業用生産資材の購入数量に占める自己の供給比率を引き上げ、手数料収入の増加を図る等のため、同販売業者に対し農業用生産資材を原則として組合員に直接販売しないようにさせ、さらに、同販売業者のうち小売店舗を有するものが同店舗において農業用生産資材を販売する場合であっても、当該農業用生産資材について組合員向けに配布するチラシ広告等に自己の供給価格より低い価格を表示しないようにさせることとし、同販売業者にその旨の取引契約の締結を求めるとした。

2 鳥取中央農協は、前記一の方針に基づき、九農業協同組合への農業用生産資材の販売額の多い主要な販売業者一六社に対し、平成一〇年三月

二六日ころ、鳥取中央農協の会議室において、農業用生産資材を組合員に直接販売しないこと及び組合員向けに農業用生産資材のチラシ広告等を配布するときは、事前に鳥取中央農協に相談し、了解を得ることを要請した。

また、鳥取中央農協は、前記一の方針に基づき、右要請に合わせて、右一六社に対し、

(一) 販売業者は、農業用生産資材について、組合員から購入の申込みを受けた場合は、鳥取中央農協に当該農業用生産資材を販売したとの帳票類を作成することにより、鳥取中央農協が同組合員に供給したこととすること

(二) 販売業者は、農業用生産資材について、組合員向けにチラシ広告等を独自に配布しないことを内容とする条項を含む取引契約の各条項について説明し、同取引契約

の締結を求めた。

鳥取中央農協は、右一六社のうち一社が鳥取中央農協の出資会社であったことから、同社を右取引契約の締結対象から除外し、他の販売業者一社を加えた一六社（以下「一六社」という。）と取引契約を締結することとし、当該販売業者に対しても右と同様の要請を行い、同取引契約の締結を求めた。

なお、鳥取中央農協は、一六社との間で右取引契約を締結した後に他の販売業者との間においても同様の内容の取引契約を締結することとした。

3 鳥取中央農協は、平成一〇年四月一六日までに、一六社との間で、前記2(ㄐ)及び(ㄑ)を内容とする条項を含む取引契約を締結した。

三 鳥取中央農協は、前記二2の要請及び取引契約に基づき、一六社に対し、おおむね農業用生産資材を組合員に直接販売しないようにさせており、ま

た、一六社が組合員向けに農業用生産資材のチラシ広告等を配布する場合は、鳥取中央農協に事前に了解を得るようにさせ、同チラシ広告等に記載する農業用生産資材の販売価格が自己の供給価格より低いときは、自己の供給価格と同一となるよう表示価格を引き上げさせている。

第二 法令の適用

前記事実によれば、鳥取中央農協は、農業用生産資材を一六社から購入するに当たり、一六社が農業用生産資材を組合員に直接販売しないようにさせ、及び一六社が組合員に配布する農業用生産資材のチラシ広告等に自己の供給価格より低い価格を表示しないようにさせており、これらは、一六社と組合員との取引その他一六社の事業活動を不当に拘束する条件を付けて一六社と取引しているものであって、不公正な取引方法（昭和五七年公正取引委員会告示第一五号）の第一三項に該当し、独占禁止法第一九条の規定に違反するものである。

平成二十二年二月二二日

公正取引委員会

委員長	根	來	泰	周	
委員	柴	田	草	平	
委員	糸	田	省	吾	
委員	黒	河	内	久	美
委員	本	間	忠	良	